

**資料 1**

第 1 回住宅マスタープラン改定懇談会における指摘事項とその対応について

日時：平成 27 年 2 月 24 日（火）午後 3：00～5：00

場所：多摩市役所 特別会議室

| 箇所                   | 指摘事項等  | 対応  |
|----------------------|--|---|
| 1 頁<br>策定の目的         | ・多摩市があえて住宅マスタープランを策定するねらいを明確にする                | 今後の議論の中で明確にしていく   |
| 16～17 頁<br>グラフ       | ・防犯意識が高いことに関する他市との比較などの分析を行う                   | 既存の意識調査結果を調査すると他市も防災に関する意識が高い傾向が見られた ⇒ 資料 2 参照                  |
| 19 頁<br>グラフ          | ・具体的な人口ピラミッドの図表に変更し分析する                        | 平成 26 年、平成 31 年、平成 37 年の人口ピラミッドを作成し分析済み                         |
|                      | ・計画期間は 10 年間であるため、10 年後の人口及び世帯数、人口構成等について分析を行う | 計画フレームの中で分析を行う<br>(なお、今年度策定予定の(仮)多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略と整合を図る必要がある) |
| 23 頁<br>グラフ          | ・100%積み上げグラフではなく積み上げグラフに変更する                   | 変更作成済み  |
| 24 頁<br>グラフ          | ・民営借家の最低居住水準未達世帯の状況分析                          | 世帯の型による分析済み   |
| 32 頁～<br>住宅施策の<br>課題 | ・既存地域における歩車道分離の実現（一方通行化など）                     | 他の計画（都市計画・道路計画など）などへの話題提供                                       |
|                      | ・景観の保全等のため、民間開発の誘導について議論する場を新たに設定してほしい         | まちづくり条例に該当する建築物については景観などを街づくり審査会で審査している                         |
|                      | ・課題に挙げられている数値のとらえ方                             | 修正済み  |
|                      | ・多摩市にとってまちづくり（住環境整備等）を積極的に行わなければならない地域の抽出      | 諏訪永山地区や聖蹟桜ヶ丘駅周辺地区など面整備等を検討する地区がある                               |
|                      | ・景観ガイドライン策定の有無と景観に対するルール策定                     | 景観ガイドラインは未策定<br>ルールについては今後検討を行う                                 |
|                      | ・サービス付き高齢者専用住宅等の導入                             | 住宅施策の展開で検討を行う   |
|                      | ・市で実施している支援の実態を積極的に PR する                      | 住宅施策の展開で検討を行う   |
| その他                  | ・レイアウトの変更（事務局の参加）                              | 次回以降レイアウト等を変更する   |